農林土木委託業務特記仕様書

（共通仕様書の適用）

第１条　本業務は，徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木測量業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２３年５月」及び徳島県県土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

２　ただし，共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針等は改定された最新のものとする。なお，業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第２条　「徳島県農林土木設計業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木測量業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２３年５月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は，徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお，入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（共通仕様書の読み替え）

第３条　「徳島県農林土木設計業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木測量業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２３年５月」において，「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは，「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と，読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

第４条　本業務は，ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）を目標として定め，計画的に業務を履行する）の対象業務であり，次の各号に取り組まなければならない。

（１）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（２）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（３）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２ 前項第１号は必ず実施するものとし，第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお，前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

３ ウィークリースタンスとして取り組む内容は，初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し，受発注者間で共有する。

４ 受発注者は，中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

５ ウィークリースタンスの取組は,業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（用地調査等共通仕様書の読み替え）

第５条　「用地調査等共通仕様書」の第１条第１項中「徳島県県土整備部」とあるのは「徳島県農林水産部」と，第２条第３号中「第７条第１項」とあるのは「第９条第１項」と，同条第４号中「第29条第２項」とあるのは「第32条第２項」と，同条第５号中「第８条第１項」とあるのは「第10条第１項」と，同条第６号中「第９条」とあるのは「第11条第１項」と，第４条第１号中「徳島県公共測量作業規程」とあるのは「徳島県土地改良事業測量作業規程」と，第11条の２第１項中「第６条第１項」とあるのは「第７条第１項」と，第18条第４項中「第38条」とあるのは「第41条」と，第44条第１項中「徳島県公共測量作業規程第407条」とあるのは「徳島県土地改良事業測量作業規程第468条」と，第45条第３項中「徳島県公共測量作業規程第351条」とあるのは「徳島県土地改良事業測量作業規程第414条」と，第49条第３号中「徳島県公共測量作業規程第408条」とあるのは「徳島県土地改良事業測量作業規程第469条」と，それぞれ読み替えるものとする。

（業務実績データの作成及び登録）

第６条　受注者は，委託料が100万円以上の業務については，測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき，業務契約時，途中変更時，業務完了時，データの訂正時毎に登録用の「業務実績データ」を

作成し，登録機関（(一財)日本建設情報総合センター）が発行する「登録のための確認のお願い」を監督員に提出して内容の確認を受けた後，次の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。

なお，受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

(1) 契約時は，業務契約後10日以内（土曜日，日曜日，祝祭日を除く）

(2) 途中変更時は，契約変更後10日以内（土曜日，日曜日，祝祭日を除く）

(3) 完了時は，業務完了後10日以内

(4) 訂正時は，適宜とする。

2　実績登録完了後，登録機関が発行する「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出し登録内容の確認を受けなければならない。

3　途中変更時については，委託料，履行期間，管理技術者の変更があった場合に登録を行うものとする。なお，変更登録に当たっては，全ての登録項目について変更登録時点のデータに変更する。

4　契約変更により，委託料が100万円以上となった場合は，その時点で業務内容を「業務契約時」又は「業務完了時」として登録するものとする。

5　契約変更により委託料が100万円未満となった場合は，その時点で登録を削除するものとする。

6　変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は，変更時の提出を省略できるものとする。

（履行報告）

第７条　受注者は，履行状況を所定の様式に基づき毎月作成し，履行月の翌月５日までに監督員に提出しなければならない。

（電子納品）

第８条

1　本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。

2　成果品は，紙媒体（黒金製本不要，Ａ４チューブファイル綴じ）１部と「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】（平成２１年１１月）」（以下，「業務ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で２部（正副各１部）の計３部納品すること。「業務ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議の上，電子化の是非を決定すること。

なお，ＣＡＤデータで電子納品される図面については，原図の納品は不要とする。

3　成果品の提出の際には，目視及び電子納品チェックシステム等によるチェックを行い，エラーがないことを確認した後，ウイルスチェックを実施した上で提出すること。

（本業務の特記仕様事項）

第９条　本業務における特記仕様事項は，次のとおりとする。

岡地区及び三木栃地区における地すべり防止施設の長寿命化計画策定　１式

1　設計業務

・計画準備

・基本情報調査（資料調査）

・基本情報調査（現地調査）

・健全度判定

・対策の優先度の検討

・対策工法の検討及び管理方法の検討

・対策時期の検討及び長寿命化計画の作成

・点検照査とりまとめ

・報告書作成

2　調査業務（概査）

・水路

・堰堤工

・擁壁工

・集水隧道工